

久喜市議会  
平成28年9月定例会議案

## 議 案 目 録

議案第 98号	平成27年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について	1
議案第 99号	平成27年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2
議案第100号	平成27年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	3
議案第101号	平成27年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第102号	平成27年度久喜市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第103号	平成27年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第104号	平成27年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	7
議案第105号	平成27年度久喜市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	8
議案第106号	平成27年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9
議案第107号	平成27年度久喜市水道事業会計決算認定について	11
議案第108号	平成28年度久喜市一般会計補正予算(第4号)について	12
議案第109号	平成28年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	13
議案第110号	平成28年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第1号)について	14
議案第111号	平成28年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	15
議案第112号	平成28年度久喜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	16
議案第113号	平成28年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	17
議案第114号	平成28年度久喜市土地区画整理事業特別会	

	計補正予算（第1号）について .....	18
議案第115号	平成28年度久喜市水道事業会計補正予算 （第1号）について .....	19
議案第116号	久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における 選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条 例の一部を改正する条例 .....	20
議案第117号	久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例 .....	21
議案第118号	久喜市東京理科大学教育振興基金条例 .....	22
議案第119号	久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例 .....	24
議案第120号	久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の 一部を改正する条例 .....	25
議案第121号	工事請負契約の締結について .....	27
議案第122号	工事請負契約の締結について .....	28
議案第123号	町の区域を新たに画することについて .....	29
報告第9号	継続費精算報告について .....	42
報告第10号	継続費精算報告について .....	44
報告第11号	平成27年度決算に係る財政健全化に関する 比率の報告について .....	46

議案第98号

平成27年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度久喜市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第99号

平成27年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第100号

平成27年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第101号

平成27年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第102号

平成27年度久喜市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度久喜市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二



議案第103号

平成27年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第104号

平成27年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第105号

平成27年度久喜市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度久喜市土地取得特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 106 号

平成 27 年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成27年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

平成 28 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

平成27年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	利益剰余金			
	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
平成26年度末残高	1,375,009,379	321,057,994	0	1,696,067,373
平成27年度変動額	△ 292,081,174	0	1,190,770,971	898,689,797
減債積立金取崩額	△ 292,081,174	0	292,081,174	0
当年度純利益	0	0	898,689,797	898,689,797
平成27年度末残高	1,082,928,205	321,057,994	1,190,770,971	2,594,757,170
処分額	135,524,905	406,574,717	△ 1,190,770,971	△ 648,671,349
処分後残高	1,218,453,110	727,632,711	0	1,946,085,821

議案第 107号

平成27年度久喜市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成27年度久喜市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第108号

平成28年度久喜市一般会計補正予算（第4号）について

平成28年度久喜市一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第109号

平成28年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

平成28年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二



議案第 1 1 0 号

平成 2 8 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

平成28年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 1 1 号

平成 2 8 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

平成28年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 1 2 号

平成 2 8 年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

平成28年度久喜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 1 3 号

平成 2 8 年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

平成28年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 1 4 号

平成 2 8 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について

平成28年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 1 1 5 号

平成 2 8 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

平成28年度久喜市水道事業会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

## 議案第 1 1 6 号

### 久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例(平成22年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第9条及び第10条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

第13条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の久喜市議会議員及び久喜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、これに準じて、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担額を改定したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 7 号

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表適応指導教室相談員の項の次に次のように加える。

適応指導教室訪問指導員	日額 7,000 円
適応指導教室訪問相談員	日額 6,000 円
心理専門員	日額 24,000 円
スクールソーシャルワーカー	日額 12,000 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

非常勤特別職の報酬を新たに規定するため、この案を提出するものであります。



議案第 1 1 8 号

久喜市東京理科大学教育振興基金条例

(設置)

第1条 学校法人東京理科大学からの寄附金の趣旨に基づき、本市の教育行政推進のための事業の資金に充てるため、久喜市東京理科大学教育振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、学校法人東京理科大学からの寄附金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する教育行政推進のための事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

学校法人東京理科大学からの寄附金を有効活用し、教育行政の推進を図るため、基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第 1 1 9 号

### 久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項及び第43条第7号イの表4階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令が改正されたことから、この案を提出するものであります。

議案第120号

久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成22年久喜市条例第148号)の一部を次のように改正する。

第1条中「一般廃棄物(し尿)(以下「し尿」という。)」を「一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥)(以下「し尿等」という。)」に改める。

第2条並びに第3条第1項及び第2項中「し尿」を「し尿等」に改める。

第4条の見出し中「し尿処理手数料」を「し尿等処理手数料」に改め、同条第1項中「し尿」を「し尿等」に改める。

第5条中「し尿」を「し尿等」に改める。

第6条第2項中「し尿処理業者」を「し尿等処理業者」に改める。

第7条中「し尿処理委託業者」を「し尿等処理委託業者」に、「し尿処理業者」を「し尿等処理業者」に改める。

別表第2を次のように改める。

種別	取扱い区分		手数料
し尿	定額制	普通世帯	基本料金(世帯割) 月額 380円 人数割 1人月額 330円
	従量制	事務所、事業所、その他の施設及び普通世帯であって定額制が適当でない場合	基本料金(施設割) 月額 380円 従量割 36リットル 330円
浄化槽汚泥	処分のみを行うもの		1キロリットル 200円

別表第2備考1中「し尿」を「し尿等」に改め、同表備考に次のように加える。

- 3 し尿(従量制)の手数料を算出する基礎となる数量が36リットル未満のときは36リットルとし、36リットルを超えるときは36リットルごとに計算する。
- 4 浄化槽汚泥の手数料を算出する基礎となる数量が1キロリットル未満のときは1キロリットルとし、1キロリットルを超えるときは1キロリットル未満の端数を四捨五入して計算する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

浄化槽汚泥の処分のみを行うものについて、手数料を新設したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第121号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 久喜市同報系防災行政無線設備デジタル化更新工事   |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 3 請負金額   | 1,238,209,200円  |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目8番17号<br>東日本電信電話株式会社<br>ビジネス&オフィス営業推進本部埼玉法人営業部<br>埼玉法人営業部長 町原宏毅 |

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

久喜市同報系防災行政無線設備デジタル化更新工事の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

## 議案第 1 2 2 号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 青葉小学校プール改築（建築）工事                            |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                      |
| 3 請負金額   | 185,652,000円                                |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県久喜市南4丁目3番4号<br>株式会社高橋組久喜支店<br>久喜支店長 樋口芳宏 |

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

### 提案理由

青葉小学校プール改築（建築）工事の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 1 2 3 号

町の区域を新たに画することについて

本市内の町の区域を別紙変更調書のとおり新たに画することについて、議決を  
求める。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜都市計画事業栗橋駅西（栗橋地区）土地区画整理事業の進捗に伴い、従前の  
字界では行政遂行上及び土地の維持管理上支障があるので、換地処分後の整備  
された道路界をもって、新たな町を画するため、地方自治法第260条第1項の規定  
により、この案を提出するものであります。



## 変 更 調 書

### 伊坂北一丁目を画する区域

伊坂字外野 252 から 254 までの各一部、256 の 1 の一部、259 の 1 の一部、259 の 2 の一部、伊坂字谷倒 260 の 1 の一部、261 の一部、262 の 1 の一部、262 の 2 の一部、263 の 1 の一部、伊坂字町人新田 501 の 1、501 の 2、502 から 504 まで、505 の 1 から 505 の 3 まで、506 の 1、伊坂字干上 506 の 2 の一部、伊坂字町人新田 506 の 3、507 の 1、507 の 2、507 の 4、507 の 5、508、509 の 1 から 509 の 3 まで、510 の 1、510 の 2、511 から 514 まで、515 の 1 から 515 の 4 まで、516 から 520 まで、521 の 1、521 の 2、522 の 1、522 の 2、523、524、526、527、528 の 1、528 の 2、530、531 の 1 から 531 の 5 まで、532 から 534 まで、535 の 1 から 535 の 3 まで、536 の 1、536 の 2、537 の 1、537 の 2、538 の 1 から 538 の 6 まで、539 の 1、539 の 2、540、541 の 1 から 541 の 3 まで、542 の 1 から 542 の 5 まで、543 の 1 から 543 の 3 まで、544 の 1、544 の 2、545、546 の 1、546 の 2、547 から 549 まで、550 の 1 から 550 の 11 まで、551、571 の 1 から 571 の 3 まで、571 の 7 から 571 の 10 まで、572 の 1、572 の 2、573 の 1 から 573 の 3 まで、574、575 の 1 から 575 の 3 まで、576 の 1 から 576 の 14 まで、578 の 1、578 の 2、579 から 582 まで、583 の 1 から 583 の 3 まで、584 から 587 まで、588 の 1 から 588 の 6 まで、589 の 1、589 の 2、590 の 1、590 の 2、591 の 1 から 591 の 3 まで、592、593、594 の 1、594 の 2、595 から 597 まで、598 の 1 から 598 の 7 まで、599 から 604 まで、605 の 2、605 の 3、606、伊坂字草場 607 の 1 から 607 の 4 まで、609、611、611 の 2 の一部、伊坂字町人新田 612、613 の 1、613 の 2、614、615 の 1 から 615 の 3 まで、616 の 1、616 の 2、伊坂字草場 617 の 1 から 617 の 3 まで、618 の 1 から 618 の 6 まで、619、620、621 の 1、621 の 2、622 の 1、622 の 2、623、624、625 の 1 から 625 の 4 まで、626 の 1 から 626 の 3 まで、627、628 の 1 から 628 の 9 まで、629、630、631 の 1、631 の 2、632 の 1、632 の 2、633、634、635 の 1、635 の 2、636 の 1、636 の 2、637、638、639 の 1、639 の 2、640 から 644 まで、645 の 1、645 の 2 の一部、646 の 1 から 646 の 3 まで、647、648、649 の 1 から 649 の 3 まで、

650 から 653 まで、654 の 1、654 の 2、655 の 1、655 の 2、656 の 1、656 の 2、657 の 1、658 の 1、658 の 2、659、660 の 1、660 の 2、661 の 1、661 の 3 から 661 の 5 まで、662、663 の 1 から 663 の 3 まで、664 の 1 から 664 の 6 まで、665 の 1、665 の 2、665 の 3 の一部、667 の一部、668 の 1 の一部、668 の 3 の一部、669 の 1 から 669 の 3 まで、670、671 の 1、671 の 2、672 の 1、672 の 2 の一部、672 の 3 の一部、673 の 1 の一部、674 の 2 の一部、678 の 1 から 678 の 3 までの各一部、679 の一部、680 の 1、680 の 2、681 の 1、681 の 2、682 の 1 から 682 の 3 まで、683 の 1、683 の 2、684 の 1、684 の 2、685、686 の 1、686 の 2、689 の一部、690 の 1、690 の 2、691 の一部、695 の 2 の一部、705、706 の 1 から 706 の 4 まで、709 の 1 から 709 の 4 まで、伊坂字土取場 1187 の 4 の一部、1189 の 2 の一部、1189 の 4 の一部、1190 の 1 の一部、1192 の 1 の一部、1192 の 4 の一部、1192 の 5 の一部、1193 の 1 の一部、1194 の 1 の一部、1195 の 1 の一部、1195 の 2 の一部、1202 の 1、1202 の 2 の一部、1213 の 2 の一部、1234、1237、1239 の 1、1239 の 2、1240 の 1、1240 の 4、1242、1245 の 2 の一部、1247、1248 の 1 の一部、伊坂字古堤 1822 の 1、1822 の 2 の一部、1825、1826、1827 の 1、1827 の 3 の一部、1905 の 2 の一部、栗橋中央一丁目 2347 の 1、2347 の 3 の一部、2347 の 4 の一部、2348 の 1、2348 の 3 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

#### 伊坂北二丁目を画する区域

伊坂字谷倒 263 の 1 の一部、263 の 2 の一部、263 の 6 の一部、264 の 1 の一部、399 の 1 から 399 の 3 の各一部、伊坂字干上 402 の 1、402 の 2、403 の 1、403 の 2、404、405 の 1 から 405 の 3 まで、406 の 1 から 406 の 3 まで、407 の 1 から 407 の 3 まで、408 の 1、408 の 2、409、410 の 1、410 の 2、410 の 4、410 の 7、410 の 8、411 の 1、411 の 2、412、413、414 の 1 から 414 の 3 まで、415 の 1 から 415 の 10 まで、416 の 1、416 の 2、417 の 1 から 417 の 4 まで、418、419、420 の 1 から 420 の 3 まで、421 の 1、421 の 2、422 の 1 から 422 の 4 まで、423、424、427、428、429 の 2、430 の 1 から 430 の 3 まで、432、433、434 の 1、434 の 2、435 の 1、435 の 2、436、437 の 1

から 437 の 10 まで、438 の 1、438 の 3 から 438 の 5 まで、439、440、441 の 1、441 の 2、442 の 1 から 442 の 9 まで、443 の 1 から 443 の 8 まで、443 の 10 から 443 の 13 まで、444 の 1、444 の 4、444 の 6、444 の 7、445 の 1、445 の 2 の一部、445 の 3 の一部、445 の 4、445 の 5 の一部、445 の 6、445 の 7 の一部、455、458、459 の 1 から 459 の 3 まで、460 の 1、460 の 2、463、464 の 1、464 の 2、464 の 4、464 の 5、466 の 1 から 466 の 4 まで、467 の一部、468 の 1、468 の 2、469 の 1 から 469 の 7 まで、470 の 1 から 470 の 8 まで、471 の 1、471 の 2、472、473 の 1 から 473 の 6 まで、474 の 1、474 の 2、475 から 477 まで、478 の 1、478 の 2、479 の 1 から 479 の 3 まで、480 の 1 から 480 の 3 まで、481、482、483 の 1、483 の 2、484 の 1、484 の 2、485、486 の 1 から 486 の 8 まで、487 の 1 から 487 の 11 まで、488 の 1 から 488 の 5 まで、490 の 1 から 490 の 8 まで、491 の 1 から 491 の 9 まで、492 の 1 から 492 の 3 まで、493、494 の 1 から 494 の 11 まで、495 の 1 から 495 の 10 まで、496、497 の 1 から 497 の 3 まで、498 の 1、498 の 2、499、500 の 1、500 の 2、506 の 2 の一部、伊坂字宝治戸浦 762 の 2、763 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

#### 伊坂中央一丁目を画する区域

伊坂字干上 444 の 2、444 の 3、445 の 2 の一部、445 の 3 の一部、445 の 5 の一部、445 の 7 の一部、450 の 2、452 の 6、453 の 5、454 の 2、456 の 2、457 の 2、461 の 2、462 の 2、465 の 2、467 の一部、伊坂字町人新田 552 の 2、553 の 2、554 の 1、555 の 1、556 の 1、564 の 1、565 の 1、566 の 3、567 の 2、568 の 2、569 の 2、570 の 2、伊坂字草場 645 の 2 の一部、665 の 3 の一部、667 の一部、668 の 1 の一部、668 の 3 の一部、672 の 3 の一部、673 の 1 の一部、673 の 2 の一部、674 の 2 の一部、675 の一部、676 の一部、677 の 2、678 の 1 から 678 の 3 までの各一部、678 の 4 から 678 の 7 まで、679 の一部、687、688、689 の一部、691 の一部、692 から 694 まで、695 の 2 の一部、725 の 2、725 の 3、728 の 2、729、730、731 の 3、732 の 2、733、734 の 1、735 の 2、736 の 1、736 の 4、739 の 1、740 の 1、743 の 1、伊坂字宝治戸浦 759 の 2、

伊坂字土取場 1176 の 1、1176 の 3、1176 の 4、1177、1178、1179 の 2、1179 の 3、1180 の 2 から 1180 の 4 まで、1181 の 2、1181 の 4、1182 の 1、1182 の 2、1183 の 3、1184 の 2、1185 の 1、1186 の 1、1187 の 1 から 1187 の 3 まで、1187 の 4 の一部、1187 の 5 から 1187 の 7 まで、1188、1189 の 1、1189 の 2 の一部、1189 の 3、1189 の 4 の一部、1189 の 5、1189 の 6、1190 の 1 の一部、1190 の 7、1191 の 1、1192 の 1 の一部、1192 の 2、1192 の 4 の一部、1192 の 5 の一部、1193 の 1 の一部、1193 の 2、1194 の 1 の一部、1194 の 2、1195 の 1 の一部、1195 の 2 の一部、1196、1197、1198 の 1、1199 の 1、1200 の 1、1201 の 1、1202 の 2 の一部、1203 の 1、1205 のイの乙、1205 の 1、1206 の 1、1207 の 1、1208、1209 の 1、1212 の 1、1213 の 2 の一部、1214 の 1、1245 の 1、1245 の 2 の一部、1245 の 3、1248 の 1 の一部、1249 の 1、1249 の 2、1250、1252、1253、1256、1257、1258 の 1、1258 の 2、1259、1261、1262、伊坂字砂畑 1263 の 1 から 1263 の 3 まで、1266 の 1、1266 の 2 の一部、1266 の 3、1266 の 4、1266 の 5 の一部、1266 の 6、1266 の 7、1266 の 8 の一部、1266 の 9 の一部、1266 の 10、1266 の 11 の一部、1266 の 12 から 1266 の 14 まで、1266 の 15 の一部、1266 の 16、1267 の一部、1270、1271 の 1 から 1271 の 3 まで、1272 の 1、1272 の 2、1273 の 1 から 1273 の 3 まで、1274 の 1 から 1274 の 3 まで、1275 の 2、1275 の 3、1276、1277 の 2、1277 の 4、1278 の 2、1278 の 3、1314 の 2、1314 の 3、1315 の 4 から 1315 の 11 まで、1316 の 2 から 1316 の 4 まで、1317 の 2、1321 の 2 から 1321 の 4 まで、1322 の 1 の一部、1322 の 2 から 1322 の 4 まで、1322 の 5 の一部、1323 の 2 の一部、1324 の 1 の一部、1324 の 2 から 1324 の 4 まで、1325 の 2 から 1325 の 4 まで、1326 の 1 の一部、1326 の 2 から 1326 の 4 まで、1327 の 2 から 1327 の 4 まで、1327 の 5 の一部、1328 の 1 の一部、1328 の 2 から 1328 の 4 まで、1338 の一部、1338 の 2 の一部、1339 の 1、1339 の 2、1342 の 1、1342 の 2、1343、1344 の 1、1344 の 2、1346、1347、1349 の 1、1349 の 2、1350 の一部、1352、1354 の 1 から 1354 の 3 までの各一部、1364 の一部、1366 の 2、1369 の一部、1372 の一部、1373 の 1 の一部、1376 の 2 の一部、1376 の 4 の一部、1376 の 7 の一部、1376 の 8 の一部、1420 の 2 の一部、1420 の 3、1433 の 1 の一部、1433 の 2 から 1433 の 4 まで、1433 の 5 の一部、1434 の 2 から 1434 の 4 まで、1434 の 5 の一部、1436 の 2 から 1436 の 4 まで、1437、1438 の 2、1439 の 3 から 1439

の5まで、1442の2から1442の4まで、1443、1446の2、1446の5、1446の6、1447の2から1447の5まで、1448の1から1448の3まで、1449の1から1449の3まで、1450の1の一部、1450の2から1450の4まで、1450の5の一部、1450の6の一部、1450の8の一部、1454の2、1454の3、1455の2、1456の2、1456の3の一部、1456の8の一部、伊坂字古堤1821の1、1822の2の一部、1827の2、1827の3の一部、1829、1831の1から1831の3まで、1833、1834、1835の一部、1887の一部、1905の2の一部、1906の1、栗橋中央一丁目2347の3の一部、2347の4の一部、2348の3の一部、2349、2350及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

#### 伊坂中央二丁目を画する区域

伊坂字外野148の一部、150の2の一部、152の一部、161の一部、162の一部、187の2の一部、187の3の一部、188の1の一部、188の2の一部、189の1から189の8まで、190の2から190の4までの各一部、192の1から192の3までの各一部、192の4、194、195の1から195の10まで、196の1、196の2、197、198の1から198の3まで、199の1、199の2、201、202の一部、204、205の1、205の2、205の3の一部、206の一部、207、209の1、209の2、210、211、216、218の1から218の33まで、219の3、219の4、220の3、220の4、221の2、221の3、221の5、221の6、221の8から221の10まで、224の1から224の4まで、225の1、225の2、226の1、226の2、227の1から227の3まで、228の1から228の5まで、228の7から228の10まで、229の1、229の2、230、231、232の1、232の2、233から235まで、236の1、236の2、241、242の1、242の2、244の1、246、247、250の1から250の4まで、252から254までの各一部、255の1、255の2、256の1の一部、256の4、256の6、256の7、257の1、257の2、258の1から258の3まで、259の1の一部、259の2の一部、伊坂字谷倒260の1の一部、260の2、261の一部、262の1の一部、262の2の一部、262の3、263の1の一部、263の2の一部、263の6の一部、264の1の一部、264の2、264の3、265の1、265の2、266の1、266の2、267の1から267の4まで、268の1から268の11まで、268の16から268の24まで、269の1、269

の2、270の1から270の4まで、271の1から271の14まで、272の1から272の7まで、273の1から273の13まで、275の1から275の12まで、276の2、276の4から276の11まで、277の1から277の16まで、278の1から278の4まで、279の1から279の3まで、281の1から281の4まで、282の1から282の5まで、283の1から283の4まで、285の1、285の2、286の1、286の2、287の1、287の2、290の1から290の15まで、291の1の一部、291の2の一部、296の1の一部、296の2、299の1の一部、299の2、299の3の一部、300の1の一部、330の2の一部、346の2の一部、347の一部、348の一部、350、351の1から351の5まで、352の2、353の2の一部、354の3の一部、354の4の一部、355の1の一部、355の3の一部、355の4、356の3の一部、356の4の一部、357の一部、358の1、358の2、358の3の一部、360の1から360の4まで、362、364、365、366の1、366の2、367の1、367の2、368の1、368の2、369の1、369の2、370の1から370の3まで、373、375の1、375の2、376の2、378の1から378の3まで、379の1、379の4、379の5、382の1、382の2の一部、383の1から383の3まで、388の1から388の3まで、390の1から390の7まで、394の1から394の8まで、395の1から395の16まで、397の2から397の5まで、398の2、398の5、398の6、399の1から399の3までの各一部、伊坂字草場611の2の一部、672の2の一部、673の1の一部、673の2の一部、674の1、674の2の一部、674の3から674の6まで、675の一部、676の一部、695の2の一部、伊坂字砂畑1350の一部、1354の1から1354の3までの各一部、1356の2、1360、1361、1362の一部、1363、1364の一部、1366の1、1366の3、1367の一部、1369の一部、伊坂字古堤1835の一部、1836、1838、1840、1841、1842の一部、1843の一部、1878の一部、1879、1880、1881の1、1881の2、1882、1883、1884の1、1884の2、1885の1、1885の2、1886、1887の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

#### 伊坂南一丁目を画する区域

伊坂字砂畑1266の2の一部、1266の5の一部、1266の8の一部、1266の9の一部、

1266 の 11 の一部、1266 の 15 の一部、1267 の一部、1322 の 1 の一部、1322 の 5 の一部、1323 の 2 の一部、1324 の 1 の一部、1326 の 1 の一部、1327 の 1、1327 の 5 の一部、1328 の 1 の一部、1330 の 1、1331、1332 の 1 から 1332 の 3 まで、1334、1336、1337、1338 の一部、1338 の 2 の一部、1364 の一部、1368 の 1 の一部、1368 の 2 の一部、1368 の 3、1369 の一部、1372 の一部、1373 の 1 の一部、1373 の 3、1374、1376 の 1、1376 の 2 の一部、1376 の 3、1376 の 4 の一部、1376 の 5、1376 の 6、1376 の 7 の一部、1376 の 8 の一部、1376 の 9、1376 の 10、1377 の 1、1377 の 2、1378 の 1 から 1378 の 3 まで、1379 の 1、1379 の 3、1380 の 1、1380 の 2、1382、1384 の 1、1384 の 2 の一部、1385 の一部、1386 の 1、1386 の 2 の一部、1386 の 3、1386 の 4、1387 の 1、1387 の 2、1390 の 1、1392、1394、1396 の 2、1396 の 16、1397 の 1 から 1397 の 5 まで、1399、1401 の 1、1401 の 2、1402 の 1 から 1402 の 4 まで、1404、1405、1406 の 1 から 1406 の 6 まで、1407、1408 の 1 から 1408 の 5 まで、1409 の 1、1409 の 2、1410 の 1 から 1410 の 4 まで、1411、1412、1413 の 1 から 1413 の 4 まで、1414 の 1 から 1414 の 4 まで、1415 の 1 から 1415 の 5 まで、1416 の 1、1416 の 2、1417、1418 の 1、1418 の 3、1419 の 1、1419 の 2、1420、1420 の 2 の一部、1421、1423、1424 の 1 から 1424 の 5 まで、1425 の 1、1425 の 2、1426、1427 の 2、1429 の 1、1432 の 1 から 1432 の 9 まで、1433 の 1 の一部、1433 の 5 の一部、1434 の 1、1434 の 5 の一部、1450 の 1 の一部、1450 の 5 の一部、1450 の 6 の一部、1450 の 7、1450 の 8 の一部、1455 の 3、1456 の 1、1456 の 3 の一部、1456 の 4 から 1456 の 7 まで、1456 の 8 の一部、1456 の 9、1456 の 10、1457 の 1、1457 の 2、1457 の 4 から 1457 の 9 まで、1458 の 1、1458 の 7 から 1458 の 11 まで、1458 の 13、1458 の 17、1458 の 19、1459 の 3、1459 の 4、1459 の 7 から 1459 の 9 まで、1460 の 1、1460 の 2、1461、1465 の 1 から 1465 の 5 まで、1466 の 1 から 1466 の 3 まで、1467、1468 の 1、1468 の 2、1469、1472 の 1 から 1472 の 3 まで、1475 の 1 から 1475 の 4 まで、1476 の 1、1476 の 2、1477 の 1 から 1477 の 3 まで、1478 の 1、1481、1482 の 1、1482 の 2、1482 の 6、伊坂字雨宮 1495 の 1、1495 の 4、1496、1497 の 1 から 1497 の 6 まで、1498 の 1、1498 の 2、1498 の 3 の一部、1498 の 4、1498 の 5、1499 の 1、1499 の 2、1499 の 5 から 1499 の 9 まで、1503 の 1、1503 の 2、1504 の 1 から 1504 の 3 まで、1505 の 1、1505 の 2、1506

の1から1506の8まで、1507の2の一部、1507の3から1507の5まで、1507の7、1507の8、1508の3の一部、1508の4、1508の5、1508の6の一部、1509の1の一部、1509の2、1509の5から1509の10までの各一部、1509の12の一部、1512の1の一部、1516の2、1517の2の一部、1517の3、1518の2、1518の3、1519、1520の1から1520の4まで、1521の2、1522の1から1522の9まで、1523の2、1524の1、1524の2、1525、1526の1、1526の3、1531の1の一部、1532の2、1533の2の一部、1533の3、1533の4、1536の1から1536の3まで、1536の7、1539の2、1540の1、1540の3、伊坂字古堤1847の一部、1849、1853、1854、1856、1857の1、1857の6、1858の1から1858の3まで、1859、1860の1から1860の3までの各一部、1860の4、1860の5、1861の1、1861の2、1866の一部、1867の1の一部、1867の2の一部、1869の一部、1872の1の一部、松永字星ノ宮344の1の一部、344の2、松永字切戸崎517の2、519の1、519の3、520、522、525の1、527の2、528の1、528の2、529、530、532、533、534の1から534の3まで、535の1、535の2、535の4、535の5、536の2、536の3、537の1、537の2、539の1、539の2、540から542まで、543の1、543の2、544の1、544の3、544の4、松永字古堤740の1の一部、740の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

#### 伊坂南二丁目を画する区域

伊坂字外野1の1、1の2、5の2、8の2、12、13の2、15の2、21の2、22の2、24の1、24の4から24の7まで、25、26の1から26の10まで、28の1、28の3、29の1、29の3から29の6まで、31の2から31の6まで、32、33の1、33の2、34の1から34の3まで、35の1、35の2、36、38、40、41の1、41の2、43、44の1、45の1から45の4まで、46の1、46の2、48の1、49の1から49の4まで、50、51の1から51の3まで、53の2、54の4から54の6まで、73の1から73の3まで、77の1から77の12まで、78の1の一部、78の3、78の6から78の9まで、78の11、79の1、79の4から79の9まで、80の1の一部、80の2、100の1の一部、110の2の一部、111の1の一部、111の3の一部、112、113の2から113の9まで、116



の1、117の1から117の8まで、119の1、119の2、121の1から121の3まで、122の1、122の2、124の1から124の4まで、125、126、127の1、127の2、129の1から129の5まで、130、131の1、131の2、133から136まで、143、145の1、146、148の一部、150の2の一部、152の一部、154の1から154の3まで、158の1、158の3、158の4、159の1、159の2、160の1、160の2、161の一部、162の一部、163、164、166、167の一部、168の1、168の2、168の3の一部、168の4の一部、169の1から169の12まで、170の1から170の6まで、171の1から171の4まで、173の3の一部、173の4の一部、173の5、174の2、174の3、174の5の一部、174の6の一部、175の1から175の5まで、175の6の一部、179の7の一部、186の一部、187の1の一部、190の1、190の2の一部、192の1から192の3までの各一部、202の一部、205の3の一部、206の一部、伊坂字砂畑1362の一部、1367の一部、1368の1の一部、1368の2の一部、1368の4、1369の一部、1384の2の一部、1384の3、1385の一部、1386の2の一部、伊坂字古堤1842の一部、1843の一部、1844、1845の1、1845の2、1846、1847の一部、1860の1から1860の3までの各一部、1862、1863、1864の1から1864の3まで、1866の一部、1867の1の一部、1867の2の一部、1869の一部、1872の1の一部、1872の3、1872の4、1873、1876、1877、1878の一部、松永字権現前296の3、296の10の一部、312の1、312の2の一部、312の3の一部、313の2、314の6から314の8まで、316の3、317、331の2、339の5、342の1、342の4、343の2、343の6から343の8まで、松永字古堤741の1から741の4まで、742の2、742の3、742の5及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

#### 伊坂南三丁目を画する区域

伊坂字外野64の2、65の2、67の1から67の4まで、69の3、69の4、78の1の一部、80の1の一部、80の3、82、83の1から83の9まで、84の3から84の7まで、85、86の1、86の2、87の1から87の4まで、88の1から88の4まで、89の1から89の7まで、90の2、91の1、91の2、92の1、92の2、94の1から94の4ま

で、95の1、95の2、96の1から96の9まで、97の1から97の14まで、98の1、98の3、99の1、99の2、99の4から99の6まで、100の1の一部、100の2から100の7まで、101の4、101の6、102の3、103の1、103の2、104の2、105の1、106の1、106の2、106の4、107の3、107の7、107の8、108の1、108の2、108の5、109の3、110の1、110の2の一部、111の1の一部、111の3の一部、167の一部、168の3の一部、168の4の一部、173の1、173の2、173の3の一部、173の4の一部、174の1、174の4、174の5の一部、174の6の一部、175の6の一部、178の2から178の6まで、179の1から179の5まで、179の7の一部、180の1から180の8まで、181の1から181の6まで、182の2から182の12まで、183の1から183の5まで、184の1から184の6まで、186の一部、187の1から187の3までの各一部、188の1の一部、188の2の一部、188の3、188の4、190の2から190の4までの各一部、伊坂字谷倒291の1の一部、291の2の一部、295の1、295の2、296の1の一部、298の1、298の2、299の1の一部、299の3の一部、299の4、300の1の一部、300の2、300の3、301の1から301の3まで、303の1から303の4まで、304の1、304の2、305の1から305の13まで、306の2から306の4まで、306の7から306の10まで、307の1、307の2、309の2から309の5まで、311の1から311の7まで、312の1から312の5まで、314の1、314の3から314の8まで、314の14から314の18まで、316の2、317の1から317の3まで、317の5から317の12まで、318の1、318の2、318の6から318の9まで、319の2、321の1、321の3、321の5、321の6、322の1、322の2、323の1、323の3から323の5まで、324の1、324の3、324の4、324の7、325の1、325の3、325の5、325の7、325の8、325の11、325の12、326の2、326の4、326の7、327の1から327の3まで、327の7から327の9まで、328の1、328の3、328の7、328の9から328の11まで、329の3から329の6まで、330の1、330の2の一部、331の1、331の4、332の3、332の5、334の1、334の3、335の1、335の2、336の1から336の5まで、337の1から337の3まで、340の1から340の5まで、342の1、342の3、342の4、343の2から343の4まで、344の3、344の4、345の1、345の4、345の6、345の8、345の10、345の11、345の13から345の17まで、346の1、346の2の一部、346の3から346の11

まで、347の一部、348の一部、353の2の一部、354の1、354の2、354の3の一部、354の4の一部、354の5、354の7、354の8、355の1の一部、355の2、355の3の一部、355の5、355の6、356の1、356の2、356の3の一部、356の4の一部、356の5、357の一部、358の3の一部、382の2の一部、松永字古利根川附193の3、195の4、196の1、197の1、197の4、198の1、198の3、201の1、205の1、210の1、212の1、213の1、213の3、216の1、219の1、219の5、220の1、221の1、223の1、224の1、224の3から224の5まで、225の1、225の2、226、227、228の1から228の3まで、229の1から229の3まで、230の1、230の2、231、232、234、237、238の1から238の4まで、239の1、239の5、239の7、240の3、264の1、264の4、266、267、270、272の1から272の3まで、273の1から273の3まで、274の1から274の3まで、松永字権現前275の1、275の2、276の1から276の3まで、277の1から277の4まで、278、280の1から280の9まで、281の1、281の2、282の1から282の10まで、283の1、283の4、283の6、283の7、283の10、283の12、296の5から296の9まで、296の10の一部、296の13から296の16まで、300の2、300の3、300の5、306、308の1、308の2、309の1から309の4まで、310の1から310の4まで、311の2、311の3、312の2の一部、312の3の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

#### 松永一丁目を画する区域

伊坂字雨宮1498の3の一部、1507の2の一部、1508の3の一部、1508の6の一部、1509の1の一部、1509の3、1509の4、1509の5から1509の10までの各一部、1509の11、1509の12の一部、1509の13、1509の14、1511の1から1511の3まで、1512の1の一部、1512の2、1517の2の一部、1529の1、1529の3から1529の12まで、1530の1、1530の2、1530の4、1531の1の一部、1533の2の一部、松永字星ノ宮344の1の一部、345、346の1から346の3まで、347の1から347の4まで、348、351の1から351の4まで、352、353の1、353の2、354の1、356の1、356の2、356の4、356の5、357の1、357の4、361の1から361の3まで、361の5から361

の 9 まで、362、松永字古堤 740 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

報告第9号

継続費精算報告について

平成27年度久喜市一般会計予算の継続費に係る本庁舎耐震化整備事業及び久喜小学校プール改築事業が完了したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成27年度久喜市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出 済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
2総務費	1総務管理費	本庁舎耐震化整備事業	25	円 885,379,000	円 0	円 885,300,000	円 0	円 79,000	円 98,870,000	円 0	円 98,800,000	円 0	円 70,000	円 786,509,000	円 0	円 786,500,000	円 0	円 9,000
			26	0	0	0	0	214,274,950	0	195,200,000	0	19,074,950	△ 214,274,950	0	△ 195,200,000	0	△ 19,074,950	
			27	448,808,000	0	374,900,000	0	73,908,000	966,311,646	0	905,500,000	0	60,811,646	△ 517,503,646	0	△ 530,600,000	0	13,096,354
			計	1,334,187,000	0	1,260,200,000	0	73,987,000	1,279,456,596	0	1,199,500,000	0	79,956,596	54,730,404	0	60,700,000	0	△ 5,969,596
10教育費	2小学校費	久喜小学校プール改築事業	25	318,000,000	13,659,000	300,300,000	0	4,041,000	0	0	0	0	318,000,000	13,659,000	300,300,000	0	4,041,000	
			26	0	0	0	0	108,795,320	10,367,000	90,200,000	0	8,228,320	△ 108,795,320	△ 10,367,000	△ 90,200,000	0	△ 8,228,320	
			27	4,000,000	0	0	0	4,000,000	126,238,600	11,776,000	113,100,000	0	1,362,600	△ 122,238,600	△ 11,776,000	△ 113,100,000	0	2,637,400
			計	322,000,000	13,659,000	300,300,000	0	8,041,000	235,033,920	22,143,000	203,300,000	0	9,590,920	86,966,080	△ 8,484,000	97,000,000	0	△ 1,549,920

報告第10号

継続費精算報告について

平成27年度久喜市水道事業の継続費に係る鷲宮浄水場中央監視設備更新及び県水受水施設設置工事が完了したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成28年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

平成27年度久喜市水道事業継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績			比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳		支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳		年割額と 支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳				
					国庫補助金	企業債		損益勘定 留保資金	国庫補助金		企業債	損益勘定 留保資金	国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金
1資本的支出	1建設改良費	鷺宮浄水場中央 監視設備更新及 び県水受水施設 設置工事	25	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
			26	642,872,000	0	0	642,872,000	557,104,000	0	0	557,104,000	85,768,000	0	0	85,768,000
			27	83,860,000	0	0	83,860,000	110,033,600	0	0	110,033,600	△ 26,173,600	0	0	△ 26,173,600
			計	726,732,000	0	0	726,732,000	667,137,600	0	0	667,137,600	59,594,400	0	0	59,594,400



報告第 1 1 号

平成 2 7 年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度における久喜市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

## 財政健全化に関する比率

健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	－	( 11.78 )
連結実質赤字比率	－	( 16.78 )
実質公債費比率	8.3	( 25.0 )
将来負担比率	49.9	( 350.0 )

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「－」を記載しています。
- 2 早期健全化基準を、括弧内に記載しています。

資金不足比率 (単位：%)

下水道事業特別会計	－	( 20.0 )
農業集落排水事業特別会計	－	( 20.0 )
土地区画整理事業特別会計	－	( 20.0 )
水道事業会計	－	( 20.0 )

備考

- 1 いずれの特別会計においても資金不足額が生じていないことから、資金不足比率については、「－」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を、括弧内に記載しています。



久 監 査 第 2 4 0 号

平 成 2 8 年 8 月 9 日

久喜市長 田 中 暄 二 様

久喜市監査委員 矢 島 隆

久喜市監査委員 並 木 隆 一

### 財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成27年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

## 平成 27 年度 財政健全化審査意見書

## 1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 2 審査の結果

## (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成 27 年度	平成 26 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.78
② 連結実質赤字比率	—	—	16.78
③ 実質公債費比率	8.3	9.0	25.0
④ 将来負担比率	49.9	51.5	350.0

## (2) 個別意見

## ① 実質赤字比率について

平成 27 年度一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の 11.78%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

## ② 連結実質赤字比率について

平成 27 年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化基準の 16.78%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

## ③ 実質公債費比率について

平成 27 年度の実質公債費比率は 8.3%となっており、前年度より 0.7 ポイントの減となった。

早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

平成 27 年度の将来負担比率は 49.9%となっており、前年度より 1.6 ポイントの減となった。

早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。



久 監 査 第 2 4 2 号

平成 2 8 年 8 月 9 日

久喜市長 田 中 暄 二 様

久喜市監査委員 矢 島 隆

久喜市監査委員 並 木 隆 一

### 経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された平成27年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

別紙 1

平成 27 年度 下水道事業特別会計（法非適用企業）  
経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 27 年度	平成 26 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

## 別紙 2

### 平成 27 年度 農業集落排水事業特別会計（法非適用企業） 経営健全化審査意見書

#### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

#### 2 審査の結果

##### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 27 年度	平成 26 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

##### (2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

##### (3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。



別紙 3

平成 27 年度 土地区画整理事業特別会計（法非適用企業）  
経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 27 年度	平成 26 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 4

平成 27 年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 27 年度	平成 26 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。